特定の物品に関する禁止、制限及び特別措置（規制のための措置）を含む国際協定であって、両締約国政府が締結しているものを考慮して、次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、南アフリカ共和国にあっては南アフリカ歳入庁をいう。

(b)　「関税法令」とは、締約国政府の税関当局により運用され、及び執行される法令又は規則であって、物品の輸入、輸出及び通過並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くことに関係するもの（両税関当局の権限の範囲内における禁止措置、制限措置及び規制措置を含む。）をいう。

(c)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(d)　「情報」とは、データ、文書、報告その他あらゆる形式の連絡（電磁的な写しによるものを含む。）をいう。

(e)　「職員」とは、いずれか一方の税関当局の税関職員をいう。

(f)　「者」とは、自然人及び法人又は法人格を有しないが各締約国の法令に基づいて設立され、若しくは組織されるその他の団体であって、物品の輸入、輸出又は通過を行うものをいう。

(g)　「被要請当局」とは、支援を要請される税関当局をいう。

(h)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(i)　「関税領域」とは、それぞれの締約国の関税法令が施行されている領域をいう。

第二条　この協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令違反を防止し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するために関税法令を適正に適用することを確保し、並びに国際的な貿易の供給連鎖の安全を確保するため、この協定に従い、税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、税関手続の簡素化及び調和のため、税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定は、各締約国において施行されている法令又は規則に従い、かつ、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で実施される。

4　この協定は、関税その他輸出入に際し徴収される税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

第三条　情報の伝達

1　各税関当局は、他方の税関当局に対し、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、調査及び対応のために必要な情報を提供する。

2　各税関当局は、他方の税関当局に対し、要請に応じ、物品の輸送及び船積みに関する情報であって当該物品の価額、原産国、処分及び仕向地を示すものを提供する。

3　いずれの一方の税関当局も、入手することができた情報が他方の税関当局の属する国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連すると考える場合には、可能な限り、他方の税関当局に当該情報を自己の発意によって遅滞なく提供する。

第四条　要請に基づく支援

1　被要請当局は、要請に応じ、要請当局に対して次の事項に関する情報を提供する。

(a)　要請当局の関税領域に輸入された物品が被要請当局の関税領域から適法に輸出されたか否か。

(b)　要請当局の関税領域から輸出された物品が被要請当局の関税領域に適法に輸入されたか否か及びその物品が税関手続の下に置かれた場合には当該税関手続の性質

(c)　物品の通関の際に用いられた税関手続がある場合には、当該税関手続

2　1の規定に従って提供された情報を解釈し、又は利用するための全ての関連情報は、同時に提供される。

3　要請当局が別段の通告を行う場合を除くほか、被要請当局は、1に規定する要請に対し、いかなる形態の電算化された情報も提供することができる。

第五条　特別な監視

被要請当局は、要請に応じ、次のものにつき、特別な監視を行い、及び情報を提供する。

(a)　関税法令違反を犯したことが要請当局により知られ、又は疑われている者（特に当該被要請当局の関税領域を出入りする者）

(b)　要請当局の関税領域において関税法令違反を犯すために使用されたことが要請当局に知られ、又は疑われている輸送中又は蔵置中の物品

(c)　物品の蔵置に用いられており、又は用いられる可能性がある場所であって、関税法令違反を犯すために使用されたことが要請当局に知られ、又は疑われているもの

(d)　要請当局の関税領域において関税法令違反を犯すために使用されたことが要請当局に知られ、又は疑われている輸送手段

第六条　要請の形式及び内容

1　この協定に基づく支援の要請は、書面又は電子的手段によって行われるものとし、その実施に有益と認められる情報を添付する。緊急な事情により必要と認める場合には、要請は口頭で行うことができる。そのような要請は、できる限り速やかに書面によって確認されなければならない。

2　支援の要請は、英語によって行う。当該要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

3　1の規定に従って行う支援の要請には、次の詳細を含める。

(a)　要請当局の名称

(b)　要請する措置

(c)　要請の目的及び理由

(d)　検討されている事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

(e)　判明している場合には要請に関係する者の氏名及び住所

4　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が特に指定する職員の間で直接伝達される。そのように指定された職員の名簿は、他方の税関当局に提供される。

第七条　要請の実施

1　被要請当局は、自国において施行されている法令又は規則に従って、かつ、自己の権限及び利用可能な資源の範囲内で、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。

2　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、要請当局との調整のため、支援の要請に応じてとる措置の時及び場所を要請当局に通報する。

3　被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ転送する。ただし、当該適当な機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

第八条　職員の訪問に関する取決め

1　被要請当局は、自己の関税領域において自己が行う質問に要請当局の職員が立ち会うことを認めることができる。要請当局の職員による立会いは、諮問的性格であり、及び被要請当局が定める条件に従うものとする。

2　いずれの税関当局の職員も、この協定に従って他方の税関当局の関税領域に所在するときは、身分証明書並びに公的資格及び委任の証拠をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用すること又は武器を携行することができない。当該職員は、自己が行う可能性があるいかなる違反についても責任を負い、及び他方の税関当局の属する国の法令の範囲内で、他方の税関当局の職員に与えられている保護と同一の保護を享受する。

第九条　情報の使用

1　この協定に従って入手した情報は、税関当局のみにより、かつ、この協定の目的のためにのみ使用される。ただし、情報を提供する税関当局が他の当局による当該目的のための使用を明示的に書面により承認した場合は、この限りでない。

2　1の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、情報を受領する税関当局は、この協定に従って受領した情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、1の前段、3及び4並びに次条に定める条件に基づき当該情報を使用することができる。

3　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報は、他方の締約国政府により、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

4　この協定に従って一方の締約国政府の税関当局が入手した情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提出することが必要とされる場合には、一方の締約国政府は、外交上の経路又は他方の締約国の法令に定める経路を通じ、他方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう要請する。